

平成24年11月22日
中部地方整備局河川部
新丸山ダム工事事務所
設楽ダム工事事務所
浜松河川国道事務所
三峰川総合開発工事事務所

平成24年度における中部地方整備局管内の ダム事業費等監理委員会 開催結果について

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、事業者として、これまでも増して、より一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められています。

このため、平成20年8月5日に各事業ごとに「ダム事業費等監理委員会」を設置し、毎年、コスト縮減策やその実施状況、事業の進捗状況、工事工程の進捗状況等について、ご意見を頂いております。

平成24年度については、10月19日に委員会を開催し、次のご質問、ご意見を頂きました。

なお、委員会の説明資料等については、各事業のホームページでご覧頂けます。

<開催結果>

【新丸山ダム事業費等監理委員会】<http://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/>

- 平成23年度に実施した仮設水路の応急復旧箇所については、本設水路としていないが再度被災しないのか。
(事務局からの説明)
 - ・当該箇所は将来ダム本体工事の残土処理を行う際に本設水路に付け替える計画としているが、当面は今回復旧した仮設水路で被災はしないものと考えている。
- ダム検証期間が長くなると、検証にかかる経費が増えることになるため、出来る限り早期に検証を終えていただきたい。
- 検証対象ダムにおいては、住民の生活に支障が発生することがないように必要な対応については優先的に実施していただきたい。

【設楽ダム事業費等監理委員会】

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/00what/whats01.html>

- 用地補償の進捗状況及び平成24年度末の進捗予定について教えてほしい。
(事務局からの説明)
 - ・平成24年8月末現在で、家屋移転を伴う生活再建者については、約6割の方と契約しており、平成24年度末には、交渉の状況にもよるが8～9割程度の契約が出来る予定である。
- ダム検証中ではあるがコスト縮減はしていないのか。
(事務局からの説明)
 - ・例えば、環境調査の契約において、調査方法をマニュアル化し、より競争性の高い契約方式に見直すなどの工夫を行っている。
- ダム検証期間が長くなると、検証にかかる経費が増えることになるため、出来る限り早期に検証を終えていただきたい。
- 検証対象ダムにおいては、住民の生活に支障が発生することがないように必要な対応については優先的に実施していただきたい。
- 環境調査などの継続調査については、毎年同じ額が計上されているが、今までの調査結果から内容を精査し、コスト縮減が図れるのではないかと
(事務局からの説明)
 - ・経年的なデータ取得が必要な水文観測や環境モニタリング調査など必要最小限の調査に絞って実施しているが、ご意見を踏まえさらに工夫していく。

【天竜川ダム再編事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/>

- 平成23年度の測量設計費において、当初予算と変更予算の内訳が大きく増減しているにもかかわらず、総額は同じであり、予算を使い切ることが目的とみえてしまうが如何か。
(事務局からの説明)
 - ・排砂施設の実証実験において、浮泥などの現場条件による期間の延長等により、当初予算より大きく増額となってしまったことから、その他の予定していた内容を必要最小限の実施に止めた。
- 予算の執行について、さらに工夫をしてコスト縮減を図ること。
- 平成23年度に実施した進入路は、3種5級であれば大型車両の通行が困難と考えられるが、待避所はどのように設けているのか。
(事務局からの説明)
 - ・地形的制約から確保できる幅員が必要最小限の規格となっていることから、すれ違いのための待避所を設計要領に基づき設置している。
- 排砂工法は技術的に非常に難しく、現状では実証実験において所定の機能が得られていないが、海岸の維持に寄与する堆砂対策について大いに期待を寄せている。
- 排砂工法について、技術開発途中であり、難しい課題であるが、今後も引き続き検討をすすめて、早期の事業効果発現に向けて事業をすすめていただきたい。
- 治水機能に支障のない範囲で、発電容量への影響を軽減するような運用を検討いただきたい。
(事務局からの説明)
 - ・佐久間ダム所有者である電源開発（株）と調整を行いたい。

【三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/mibuso/>

- 湖内堆砂対策施設の吸引工法について、水中サンドポンプ（水ジェット付）工法を採用するのか

（事務局からの説明）

- ・ 現地実証実験の結果、水中サンドポンプ（水ジェット付）工法において、必要な吸引能力の確保が可能であることが確認されたため、この工法を採用する方向で考えている。

- 治水機能に支障のない範囲で、発電容量への影響を軽減するような運用を検討いただきたい。

（事務局からの説明）

- ・ 貯水池運用において、発電にも配慮するよう努めていきたい。

<問合せ先>

国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課

課長補佐 松原 充幸

TEL 052-953-8148

国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所

副所長 青島 重行

TEL 0574-43-2780

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所

副所長 川瀬 宏文

TEL 0536-23-4331

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

副所長 杉山 勉

TEL 053-466-0111

国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所

副所長 瀬古 眞一

TEL 0265-98-2921

新丸山ダム事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、新丸山ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、新丸山ダム工事事務所工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成20年8月5日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

新丸山ダム事業費等監理委員会・名簿 委員

| 区 分 | 専門分野 | 氏 名 | 所 属 |
|-------|----------|--------------------|-------------------------------|
| 学識経験者 | 環境経済システム | おがわ よしき 小川 芳樹 | 東洋大学経済学部／教授 |
| | 公認会計士 | たかぎ まさき 高木 正樹 | 高木正樹税理士事務所 |
| | マスコミ | まえだ こうじ 前田 弘司 | 元中日新聞社論説室／論説委員 |
| | 交通工学 | まつい ひろし 松井 寛 | 名古屋工業大学／名誉教授 |
| | ダム維持管理 | まつお なおき 松尾 直規 | 中部大学工学部都市建設工学科／教授 |
| | コンクリート工学 | ろくごう けいてつ 六郷 恵哲 | 岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授 |
| 関係機関 | | いわさき よしひさ 岩崎 福久 | 岐阜県県土整備部河川課長 |
| | | むかい かつゆき 向井 克之 | 愛知県建設部河川課長 |
| | | まんなか あきお 満仲 朗夫 | 三重県県土整備部河川・砂防課長 |
| | | かわぐち まさき 川口 雅樹 | 関西電力(株)東海支社 土木グループチーフマネジャー |

(順不同、敬称略)

事務局等

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 |
|---------|--------------------|-------------|
| 中部地方整備局 | わたなべ まもる 渡邊 守 | 河川部広域水管理官 |
| | あんどう もとはる 安藤 元治 | 新丸山ダム工事事務所長 |
| | かわもと まさかず 川本 正和 | 丸山ダム管理所長 |

新丸山ダム建設事業について

平成24年10月19日
国土交通省 中部地方整備局
新丸山ダム工事事務所

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 事業の概要 | 1 |
| 1) 流域の概要 | 1 |
| 2) 事業の目的及び計画内容 | 2 |
| 3) 事業の経緯 | 3 |
| 4) 事業の進捗状況 | 4 |
| 2. 平成23年度予算 | 5 |
| 1) 実施内容 | 5 |
| 2) 事業実施箇所 | 6 |
| 3) 個別説明 | 7 |
| (1) 町道八百津久田見線取付 | 7 |
| (2) 維持作業等(土捨場仮設水路の応急復旧) | 8 |
| 4) コスト縮減策 | 9 |
| 3. 平成24年度予算 | 10 |
| 1) 実施内容 | 10 |
| 2) 事業実施箇所 | 11 |
| 3) 個別説明 | 12 |
| (1) 口杣沢地区整備 | 12 |

1. 事業の概要

1) 流域の概要

木曽川は幹川流路延長229km、流域面積5,275km²の我が国でも有数の大川です。
木曽川流域には、約58万人（11市9町4村）の人々が生活しており、中部圏の産業・経済・社会・文化の発展の基盤を築いてきました。



位置図



丸山ダム(昭和31年3月完成)

木曽川の流域概要

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 流域面積 | 5,275 km ² |
| 幹川流路延長 | 約 229 km |
| 流域市町村数 | 11市 9町 4村 |
| 流域市町村人口 [※] | 約 91 万人 |

※出典:平成22年度国勢調査速報値(総務省)



木曽川流域図

2) 事業の目的及び計画内容

(1) 事業の目的

■丸山ダムの堤体を嵩上げし、洪水調節機能を確保して、木曽川中下流部の洪水氾濫から人々の暮らしを守ると共に流水の正常な機能の維持及び発電を行う。

(2) 計画内容

○実施箇所(木曽川水系木曽川):(左岸)岐阜県可児郡御嵩町 (右岸)岐阜県加茂郡八百津町

○計画内容

<洪水調節>

7,200万 m^3 の容量を用いて戦後最大洪水となる昭和58年9月洪水に対して、新丸山ダムにより約3,200 m^3/s の洪水調節を行う。

<流水の正常な機能の維持>

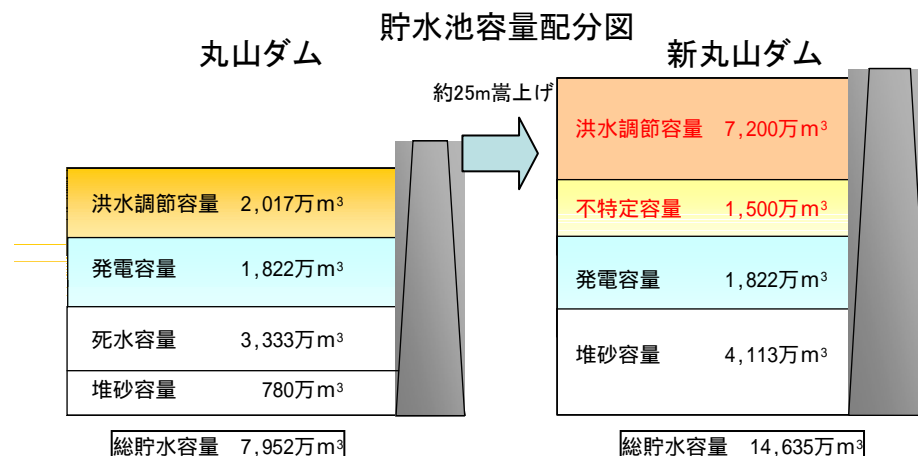
1,500万 m^3 の容量を用いて既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水を確保する。

<発電>

既設の丸山発電所及び新丸山発電所において発電を行う。

新丸山ダム完成前後のダムの諸元

| | 丸山ダム諸元 | 新丸山ダム諸元 | 差分 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 形式 | 重力式 コンクリートダム | 重力式 コンクリートダム | - |
| 堤高 | 約 98 m | 約 123 m | 約 25 m増 |
| 流域面積 | 約 2,409 km^2 | 約 2,409 km^2 | - |
| 湛水面積 | 約 3 km^2 | 約 4 km^2 | 約 1 km^2 増 |
| 総貯水容量 | 7,952 万 m^3 | 14,635 万 m^3 | 6,683 万 m^3 増 |



3) 事業の経緯

| | | |
|-------|------|--|
| 昭和31年 | 3月 | 丸山ダム完成 |
| 昭和55年 | 4月 | 丸山ダム再開発事業実施計画調査に着手 |
| 昭和61年 | 4月 | 建設事業に着手 |
| 平成 2年 | 3月 | 水源地域対策特別措置法に基づくダムに指定 |
| 平成 2年 | 5月 | 特定多目的ダム法に基づく「新丸山ダム基本計画」を告示 |
| 平成 4年 | 3月 | 損失補償基準の妥結調印 |
| 平成 6年 | 1月 | 水源地域対策特別措置法の水源地域指定、整備計画の決定 |
| 平成17年 | 6月 | 新丸山ダム基本計画変更(第1回)を告示 工期の延伸(平成14年度→平成28年度) |
| 平成19年 | 11月 | 木曽川水系河川整備基本方針を策定 |
| 平成20年 | 3月 | 木曽川水系河川整備計画を策定 |
| 平成21年 | 12月 | 新たな基準に沿った検証の対象事業 |
| 平成22年 | 12月 | 「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」を開催(第2回幹事会:平成23年4月)、(第3回幹事会:平成23年6月) |
| 平成23年 | 8月 | 「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催 |
| 平成23年 | 8~9月 | 「新丸山ダム検証に係る検討 治水、流水の正常な機能の維持対策案」に対するパブリックコメントの実施 |

4) 事業の進捗状況

○ 予算執行状況

- ・H23年度 5.3億円
- ・H24年度 7.1億円
- ・H23年度迄 約645億円（進捗率約36%）

現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階（生活再建工事）を継続する必要最小限の事業を実施しています。

（平成24年3月末時点）

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 補償基準他 | 平成4年3月 損失補償基準の妥結調印 |
| 用地取得 (118ha) | 98%(115ha) |
| 家屋移転 (49戸) | 100%(49戸) |
| 付替道路 (全体) (31.6km) | 32%(10.1km) |
| ダム本体及び関連工事 | 仮排水トンネル → 基礎掘削 → コンクリート打設 → 試験湛水 |

2. 平成23年度予算

1) 実施内容

○平成23年度予算額

・当初: 2.5億円 ※業務勘定除く

○事業目標

・現在の段階(生活再建工事)を継続し、町道の機能回復及び継続調査等、必要最小限の事業を実施しています。

当初

(百万円)

| |
|--------------------|
| 工事費(169.8) |
| ①町道の機能復旧 |
| ・町道八百津久田見線取付(約135) |
| ②施設維持等 |
| ・維持作業等(約30.3) |
| ・借地料(約4.5) |

| |
|--------------------|
| 測量設計費(79.4) |
| ①継続調査 |
| ・地下水調査(約5) |
| ・環境調査とりまとめ(約30) |
| ②その他 |
| ・実施方針策定関連(約20) |
| ・図面作成業務等(約24.4) |

| |
|--------------------|
| 用地費及び補償費(0) |
| — |

| |
|-----------------------|
| 船舶及び機械器具費(4.8) |
| ①電気通信施設保守点検等(約4.8) |

| |
|-------------------|
| 事業車両費(0.8) |
| ①車両管理点検等(約0.8) |

変更

(百万円)

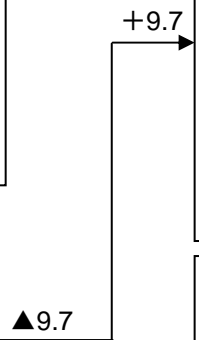
| |
|--|
| 工事費(179.5) |
| ①町道の機能復旧 |
| ・町道八百津久田見線取付(約132.3) |
| ②施設維持等 |
| ・維持作業等(約42.7) |
| ○町道八百津久田見線の法面崩落の復旧(約8.6) |
| ○土捨場仮設水路の応急復旧(約17.9) |
| 平成23年9月の中濃・東濃地区を中心に局地的集中豪雨が発生し、ダム建設に伴う土捨場整備で付け替えた仮設水路が損壊した為、応急復旧の実施に伴う増額 |
| ○流出土砂撤去、法面処理、除草(約16.2) |
| ・借地料(約4.5) |

| |
|---------------------------|
| 測量設計費(69.7) |
| ①継続調査 |
| ・地下水調査(約0) |
| 調査データ整理・解析を次年度実施とした事による減額 |
| ・環境調査とりまとめ(約20.4) |
| 水環境に対する影響予測方法の変更による減額 |
| ②その他 |
| ・実施方針策定関連(約32.8) |
| ダム検証に関する検討による増額 |
| ・図面作成業務等(約16.4) |

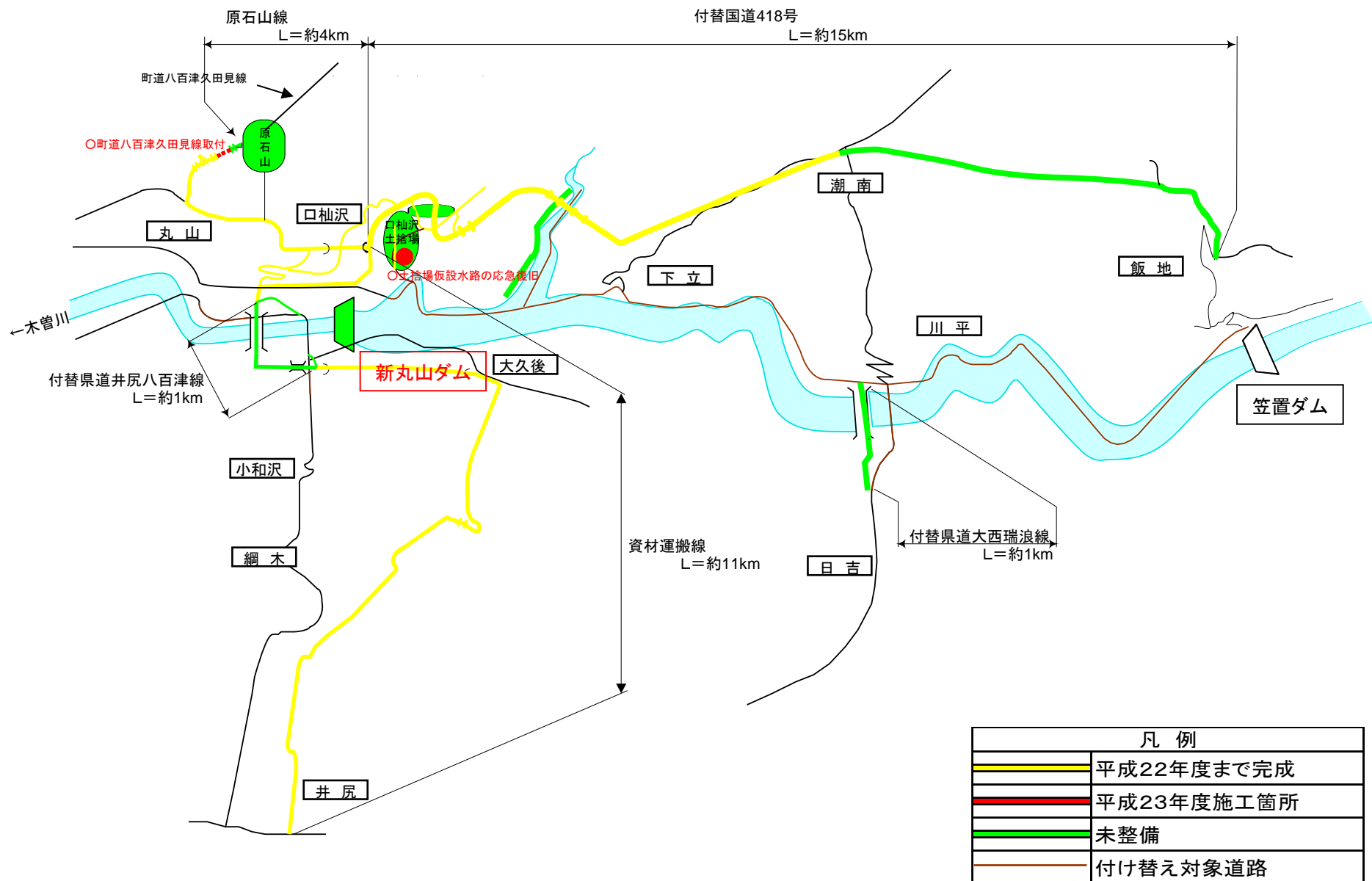
| |
|--------------------|
| 用地費及び補償費(0) |
| — |

| |
|----------------------------|
| 船舶及び機械器具費(4.8) 変更無し |
|----------------------------|

| |
|------------------------|
| 事業車両費(0.8) 変更無し |
|------------------------|



2) 事業実施箇所



3) 個別説明

(1) 町道八百津久田見線取付

【工事概要】

- 本工事は、過年度工事において、仮置きした土砂により、町道八百津久田見線の通行が寸断されているため、早急に土砂撤去が必要。
- 平成22年7月の八百津町・可児市を中心に局地的集中豪雨が発生し、原石山線を横断している仮設水路が氾濫し、法面崩落が発生。
- このため、仮置き場から撤去した土砂を盛土材に流用し、本設水路への付け替えを実施した。

【主たる工事内容】

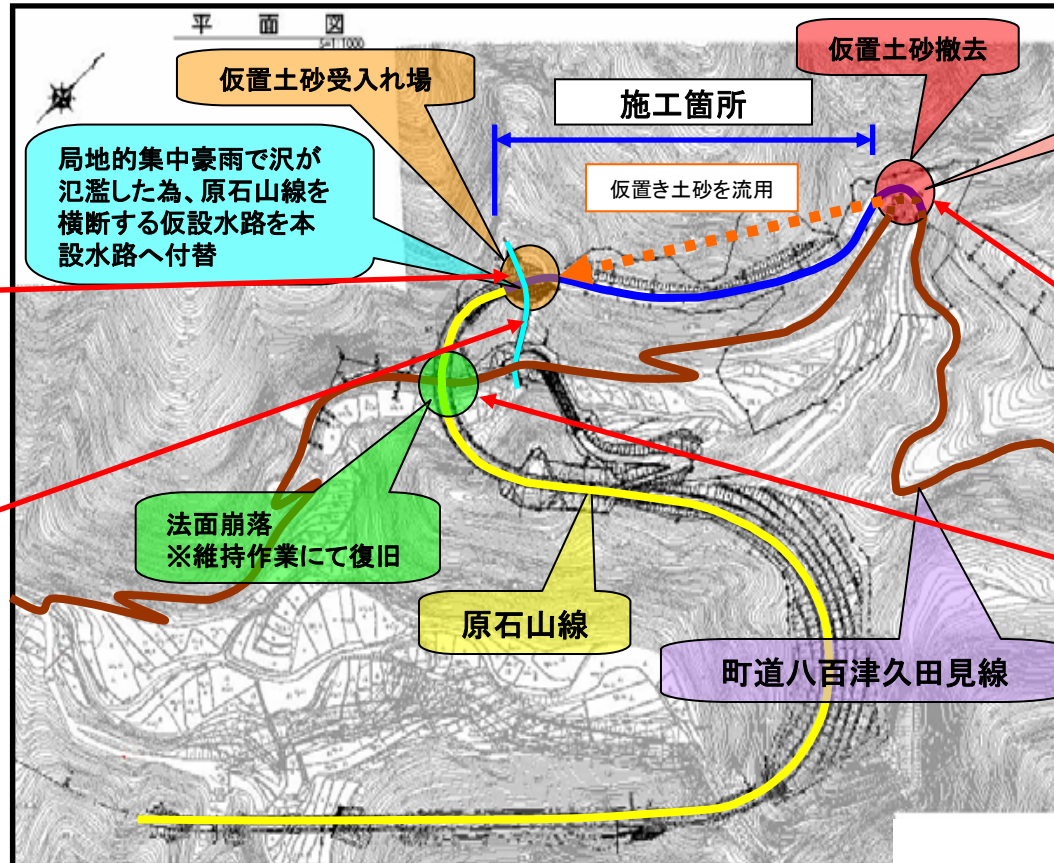
仮置土砂撤去及び仮置土砂受入れの場の整備、沢処理の本設水路への付替



仮置土砂受入れ場
(補強土壁)



沢処理(原石山線を横断する沢の付替(本設水路))



・土砂が仮置きされている事により通行が寸断
・土砂を撤去し通行確保



町道八百津久田見線取付



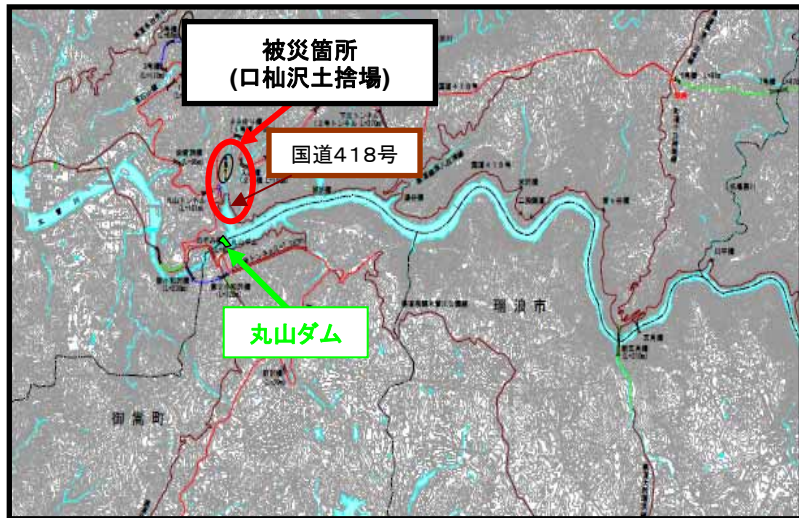
沢周辺の法面崩落
※復旧は維持作業にて実施

3) 個別説明

(2) 維持作業等(土捨場仮設水路の応急復旧)

- ・八百津町豪雨災害関連写真、新聞記事等

◎台風15号の影響で平成23年9月19日から21日に掛け中濃・東濃地区を中心に局地的集中豪雨となった
◎八百津町では土砂災害が発生し、避難勧告が発令(総雨量が39時間で約360mm(丸山観測所))
◎被災が甚大であった八百津町は局地激甚災害の指定



位置図



口杣沢地区土捨場 流末部 路面越流状況



口杣沢地区土捨場 仮設水路被災状況



口杣沢土捨場 流末部 土砂流出状況



4)コスト縮減策

町道八百津久田見線取付(仮置き土砂受け入れ場の整備)

当初(従来の補強土擁壁)



H11年度施工例

変更(スーパーテールアルメ)



■コスト縮減内容

従来の補強土壁工(テールアルメ)から、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術であるスーパーテールアルメを採用しコストを約10%削減

■コスト縮減の要因

壁面部材の大型化により据付費の縮減が可能となる

■コスト縮減額

約2.9百万円の縮減(約29.5百万円→約26.6百万円)

3. 平成24年度予算

1) 実施内容

○平成24年度予算額

・当初:4.3億円 ※業務勘定除く

○事業目標

・現在の段階(生活再建工事)を継続し、土捨場の流出土砂対策、継続調査等、必要最小限の事業を実施しています。

(百万円)

当初

工事費(359.4)

- ①土捨場の流出土砂対策
 - ・口杣沢地区整備(約335)
- ②施設維持等
 - ・維持作業等(約19.9)
 - ・借地料(約4.5)

①土捨場の流出土砂対策

- ・口杣沢地区整備

ダム建設に伴う土捨場整備のため付け替えた仮設水路は10年以上経過し、老朽化が著しく、腐食による漏水で当土捨場の土砂が流出し、水路下流の国道418号が通行止めとなる等、地域住民の生活に支障を与えていることから、漏水対策を図るための本設水路の整備

②施設維持等

- ・工事用道路等の施設維持
- ・借地料

測量設計費(49.4)

- ①継続調査
 - ・地下水調査(約5)
- ②その他
 - ・実施方針策定関連(約30)
 - ・図面作成業務等(約14.4)

①継続調査

- ・ダムサイト地下水位の観測の基礎調査

②その他

- ・ダム検証に伴う検証に係る資料作成
- ・工事発注等に伴う図面作成

用地費及び補償費(0)

—

—

船舶及び機械器具費(24.8)

- ①電気通信施設保守点検等
 - ・自動電話交換装置更新(約20.6)
 - ・電気通信施設保守点検等(約4.2)

①電気通信施設保守点検等

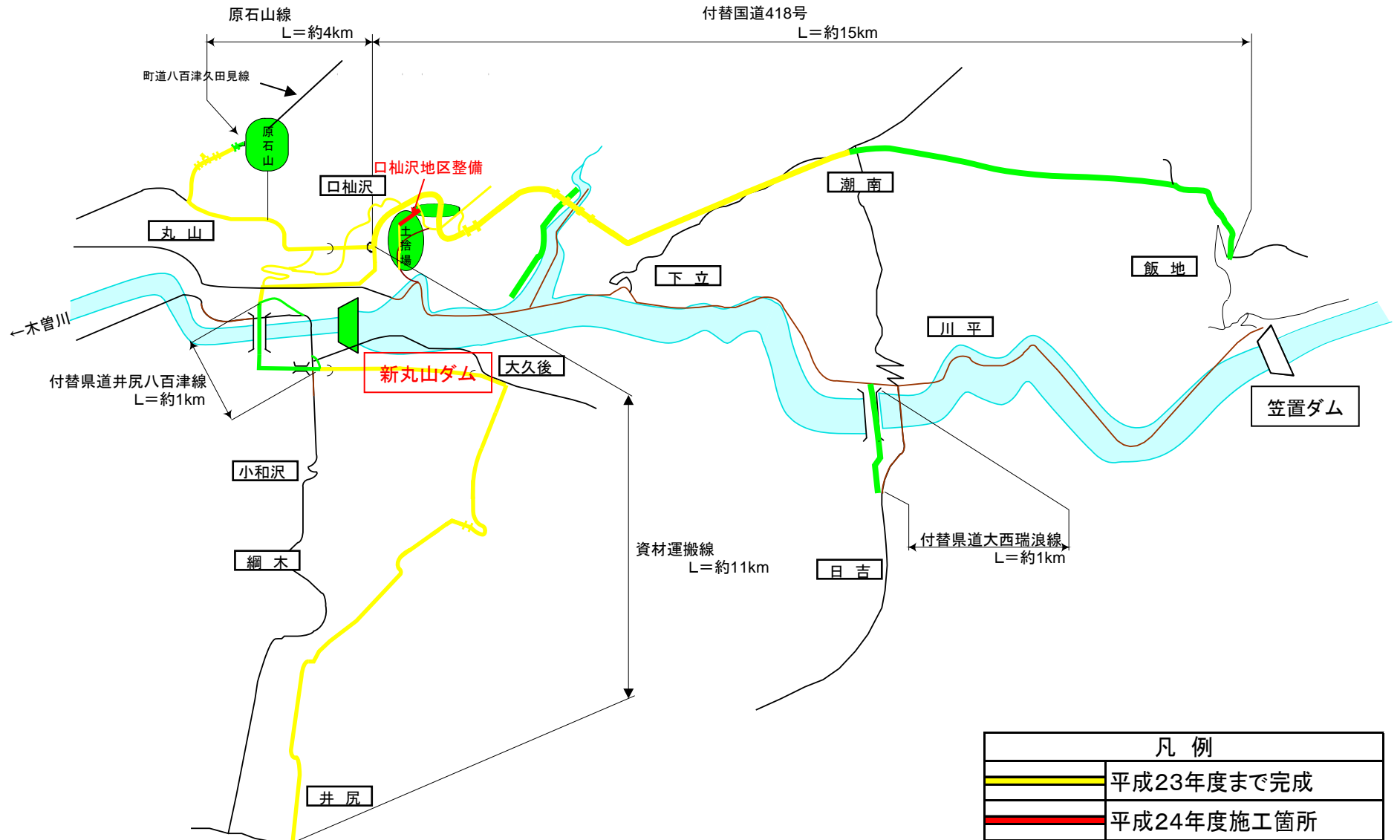
- ・自動電話交換装置更新
- ・電気通信施設保守点検等

事業車両費(1.0)

- ①車両管理点検等(約1.0)

①車両管理点検等

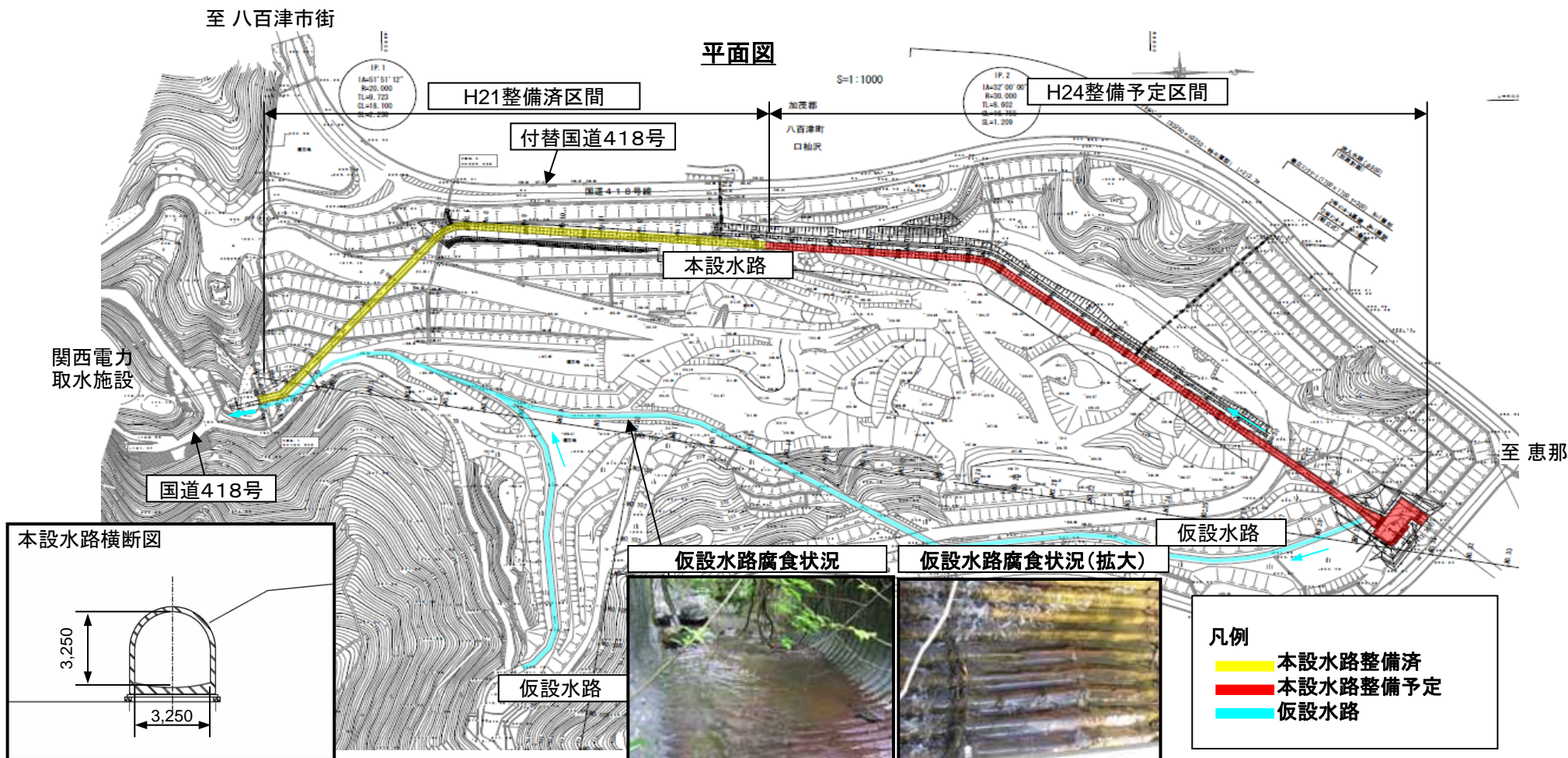
2) 事業実施箇所



| 凡例 | |
|----|------------|
| | 平成23年度まで完成 |
| | 平成24年度施工箇所 |
| | 未整備 |
| | 付け替え対象道路 |

3) 個別説明

(1) 口杣沢地区整備



ダム建設に伴う土捨場整備のため付け替えた仮設水路の老朽化が著しく、腐食による漏水で当土捨場の土砂が流出し、水路下流の国道418号が通行止めとなる等、地域住民の生活に支障を与えていることから、早急な対策が必要であり、本設水路整備を実施する。